

立入検査等について

東京都 産業労働局 金融部 貸金業対策課 検査指導担当

全体の構成

- ▶ 1 立入検査の実施
- ▶ 2 立入検査のポイント
- ▶ 3 立入検査における指導等
- ▶ 4 その他の検査等
- ▶ 5 届出・報告
- ▶ 6 行政処分

1 立入検査の実施

- ▶ 根拠条文

貸金業法第24条の6の10第3項

- ▶ 頻度

すべての貸金業者を対象に年に1回程度実施

- ▶ 目的

業務の適正な運営の確保・資金需要者等の利益の保護

2 立入検査のポイント

▶ 検査の視点

- ▶ 「立入検査の主要着眼点」（資料34ページ 表1）
- ▶ 実質的に業務の適正な運営の確保と資金需要者等の利益の保護が図られているか
- ▶ 法定の手続を遵守しているか（書面交付、記録の作成・保存等）

(1) 貸金業の状況に関する聴取・確認

▶ 目 的

- ▶ 業者の貸付けの状況を把握
- ▶ 業務の適切な運営を確保するための措置が講じられているかを検証

▶ 内 容

- ▶ 主な貸付先：資金需要者等の属性
- ▶ 貸付契約の態様：貸付の種類、担保の有無、保証人の有無、利率の設定等

(1) 貸金業の状況に関する聴取・確認（続き）

- ▶ 貸金業の人員体制：受付・営業員・回収部門・内部管理部門の別、業務委託の有無
- ▶ 広告宣伝の手法：ホームページ、雑誌等
- ▶ 取立行為の態様
- ▶ 貸金業者登録簿記載内容と営業内容との整合性確認
- ▶ 他に主要な業務・関連組織（不動産業、投資業等あるいは関係会社）が存在する場合における貸金業の位置づけ など

(2) 貸金業務取扱主任者の常勤及び役割の確認

▶ 目 的

- ▶ 貸金業務取扱主任者が**常時勤務**し、法所定の**役割※**を担っているかを確認

※ 法所定の役割：営業所又は事務所において、法令の遵守にかかる従業者に対する助言又は指導（法令順守事務）を実施（貸金業法第12条の3）

▶ 内 容

- ▶ 立入検査の対応者に指定、検査時の質疑への回答等を要求。
⇒ **原則、貸金業務取扱主任者の方による立入検査への対応をお願いいたします。**

(3) 書類等の検査

- ▶ ア 外形的な部分
- ▶ イ 契約書面
- ▶ ウ 貸金業法第19条に基づく帳簿
- ▶ エ 返済能力の調査
- ▶ オ 信用情報提供等に関する同意の取得等
- ▶ カ 電磁的方法による書面交付等
- ▶ キ 取引時確認等
- ▶ ク その他

ア 外形的な部分

- ▶ 貸金業者登録標識の掲示（インターネット掲示含む）
- ▶ 貸付条件等の掲示（インターネット掲示含む）
- ▶ 従業者証明書の携帯
- ▶ 従業者名簿の備付け

イ 契約書面

- ▶ 書面交付（法定義務）（契約締結前書面（法第16条の2）、契約締結時書面（法第17条））
- ▶ 交付書面における法定記載事項記載（内容の適否）
 - ※ 資料37ページ（表2）及び38ページ（表3）を参照の上、法定記載事項をご確認ください。
- ▶ 適合性の原則（法第16条第3項）への留意
- ▶ 上限金利（法第12条の8・利息制限法第1条）を超えない利息（みなし利息を含む）の設定、実質年率（法第14条・施行規則第11条）の書面への記載
- ▶ 反社会的勢力の排除条項（監督指針Ⅱ－2－6(1)③）（資料39ページ 表4）の契約書面への導入

ウ 貸金業法 19 条に基づく帳簿

▶ 帳簿の備付け、法定記載事項記載

- ※ 契約の内容（契約締結時書面の写しの保存により記載の代替が可能）、取引履歴（資料40ページ 表5）、交渉の経過の記録（資料41ページ 表6）から構成。
- ※ 上記のほか、下記事案が発生時には追加の記載が必要
 - 弁済以外の事由による、貸付債権の全部又は一部の消滅
その事由、消滅した年月日、残存債権の額を記載。
 - 他人への貸付債権の譲渡
譲渡先の商号、名称又は氏名、住所、譲渡年月日、譲渡債権の額を記載。

工 返済能力の調査

- ▶ 過剰貸付け等の禁止（返済能力を超える貸付は禁止）
- ▶ 返済能力調査の記録の作成（施行規則第10条の18）（資料42 ページ 表7）
- ▶ 総量規制（新規の契約締結により、個人顧客の借入残高が年収の3分の1を超える場合、契約締結を禁止）
- ▶ 総量規制の除外貸付・例外貸付となる場合における、疎明資料徴求
- ▶ 指定信用情報機関保有の信用情報を利用した返済能力調査（個人顧客等と契約締結しようとする場合）

才 信用情報提供等に関する同意の取得等

- ▶ 個人の資金需要者又は個人の保証人予定者に関する、以下の同意の取得、書面又は電磁的方法での記録作成・保存が必要。
 - (1) 新規の個人の資金需要者との貸付けに係る契約
又は個人の保証人予定者との保証契約締結前
与信審査をするための信用情報照会が必要
⇒加入指定信用情報機関への信用情報提供依頼に関する同意（貸金業法第41条の36第1項）
 - (2) 個人の資金需要者と貸付けに係る契約を締結しようとする際
加入指定信用情報機関、当該機関加入の他の貸金業者、
（依頼に基づく）他の指定信用情報機関加入の貸金業者への個人信用情報の提供に関する同意（貸金業法第41条の36第2項・第3項）

力 電磁的方法による書面交付

- ▶ 一部の交付書面は、相手方の書面等による承諾を条件に、電磁的方法による提供が可能。
 - ◆ 書面交付が可能な書面（資料43ページ 表8）の例
契約締結前の書面、保証契約締結前の書面、契約締結時の書面※、
保証契約締結時の書面※、受取証書、マンスリーステートメント及び簡素化書面
※ 重要事項変更時のものを含む。
 - ◆ 電磁的方法（下記双方を充たすもの）（貸金業法施行規則第1条の2の2第1項第2号及び第2項第2号）
 - 条件1 資金需要者等がデータを出力して書面を作成できる方法
 - 条件2 次のいずれかの方法
 - 資金需要者等への電子メールでデータを提供する方法
 - 貸金業者がインターネット回線でデータを閲覧に供し、そのデータを資金需要者等がパソコン等にダウンロードして保存する方法
 - データを収納した記録媒体を資金需要者等に交付する方法

キ 取引時確認等

(ア) 取引時確認が必要な取引

- ▶ マネー・ロンダリング防止のため、犯罪収益移転防止法に基づき、下記の2つの区分に該当する取引に際し、取引時確認と確認記録の作成・保存、疑わしい取引の届出等の措置が必要。

◆ 特定取引

- 金銭の貸付け・金銭の貸借の媒介に関する契約の締結
- 200万円を超える現金取引
- マネー・ロンダリングの疑いがある取引
- 同種の取引の状態・様子と著しく異なる状態・様子で行われる取引

キ 取引時確認等

(ア) 取引時確認が必要な取引（続き）

◆ ハイリスク取引

- なりすましている疑いのある取引

又は取引時確認にて確認事項を偽っていた疑いのある顧客等※との取引

- 特定国等（現時点ではイラン及び北朝鮮）居住の顧客等※との取引

- 外国 P E P s（重要な公的地位にある者。外国の元首や行政府、司法府、警察関係の長官やその配偶者等家族等）との取引

※ 顧客等：顧客、法人顧客の代表者又は法人顧客の取引を担当している自然人

キ 取引時確認等

(イ)・(ウ) 取引時確認の確認事項

(1) 本人特定事項

- ◆ 顧客が自然人：氏名、住居、生年月日
- ◆ 顧客が法人：名称、本店又は主たる事務所の所在地

取引担当者である自然人が顧客と異なる（法人の代表者等である）場合は、以下も必要。

- ★ その自然人が顧客のために取引を担当していると認められる事由
- ★ その取引担当者である自然人についての本人特定事項の確認

- ◆ 確認の際に必要な**本人確認書類**（資料44ページ 表9）
自然人：運転免許証、各種健康保険証、戸籍謄本・抄本等
法人：設立の登記に係る登記事項証明書、印鑑登録証明書等

- ◆ **確認方法**（資料45ページ 表10）
確認する本人確認書類の種類、取引形態（対面、非対面）により異なる。

キ 取引時確認等

(イ)・(ウ) 取引時確認の確認事項（続き）

(2) 取引を行う目的

口頭やチェックリストの使用等による顧客又はその代表者等からの申告で確認。

(3) （顧客の）職業又は事業の内容

- ◆ 自然人（職業）、人格のない社団又は財団（事業の内容）：申告により確認
- ◆ その他の法人（事業内容）：登記事項証明書、定款等の書類（写し可）で確認

(4) 実質的支配者※（顧客が法人の場合）

顧客の代表者等から、実質的支配者※の本人特定事項の申告を受ける方法で確認。

※ **法人の事業経営を実質的に支配できる自然人**で、法人の性質に従って各々規定。

詳細は資料10ページの注記部分

(5) 資産及び収入の状況（ハイリスク取引で200万円超の財産の移転を伴う場合）

- ◆ 自然人は源泉徴収票、確定申告書、預貯金通帳等（写しを含む）を確認
- ◆ 法人の場合：損益計算書、貸借対照表等を確認

キ 取引時確認等

(I) 確認記録の作成及び保存

取引時確認を行った場合、確認記録を作成・保存。

- ◆ 作成時点
直ちに作成
- ◆ 作成方法
文書、電磁的記録又はマイクロフィルム
- ◆ 保存期間
契約が終了した日から7年間保存
- ◆ 記載内容（資料46ページ 表11）
確認を行った担当者の氏名等、確認記録の作成者の氏名等、本人確認書類等の提示を受けた日付等、取引の種類、確認を行った方法等
- ◆ 様式や書式等
任意（参考様式 資料48ページ 表12）

キ 取引時確認等

(オ) 疑わしい取引の届出

- ▶ 以下のいずれかに該当する場合、**速やかに**当課検査指導担当宛へ届出を！
 - ◆ 貸金業に関する業務で**受領した財産が犯罪収益である疑い**がある場合
 - ◆ **顧客がマネー・ロンダリングを行っている疑い**がある場合
- ▶ 疑いの有無については、取引時確認の結果、取引の態様その他の事情を勘案し、取引の性質に応じて判断（詳細は資料14ページ）
- ▶ 届出を行う様式等
下記のいずれかを提出
 - ◆ 犯罪収益移転防止法施行規則 別記様式第1号から第3号まで（書面）
 - ◆ 上記別記様式第1号から第3号までに記載すべき事項を記録した電磁的記録媒体及び同別記様式第4号

ク その他

- ▶ **禁止行為違反**（過大担保、白地手形等の徴求等）の有無（貸金業法第12条の6）（資料17ページ「ク その他 (ア) 禁止行為違反の有無」）
- ▶ 受取証書の交付、法定記載事項の記載（貸金業法第18条）
- ▶ 貸付条件の広告等における、法定表示事項の表示（貸金業法第15条）
- ▶ 取立て行為の規制の遵守（貸金業法第21条）

3 立入検査における指導等

- ▶ 検査員は、法令違反が認められると、**指示書を交付**して改善を指示します。
- ▶ 貸金業者は、期限までに改善を行い、**「改善報告書」**により**報告**してください。

4 その他の検査等

- ▶ 資金需要者等の苦情・相談を端緒にした随時の立入検査
- ▶ 登録の更新又は変更（営業所等所在地の変更等）に伴う営業所・事務所の現地調査

5 届出・報告

- ▶ (1) 変更の届出
- ▶ (2) 不祥事件の報告
- ▶ (3) コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生に関する報告
- ▶ (4) 個人情報漏えい等に関する報告
- ▶ (5) 個人情報漏えい等に関する本人への通知
- ▶ (6) 個人情報漏えい等に関するその他の対応

(1) 変更の届出

- ▶ 原則：変更の日から 2 週間以内
 - ▶ 商号、名称又は氏名及び住所
 - ▶ 役員の氏名
 - ▶ 業務の種類及び方法
 - ▶ その他
- ▶ 例外：あらかじめ届出が必要
 - ▶ 営業所等の名称・所在地
 - ▶ 広告又は勧誘をする際に表示する営業所等の電話番号、ホームページアドレス、電子メールアドレス

(2) 不祥事件の届出

- ▶ 役員又は使用人に貸金業の業務に関し法令に違反する行為
- ▶ 貸金業の業務の適正な運営に支障を来す行為
- ▶ 自主的に迅速に対応し、違法行為の解消、態勢の再整備を行って改善

(3) コンピュータシステムの障害やサイバーセキュリティ事案の発生に関する報告

- ▶ システム障害のうち、借入れ・返済、契約の締結、書面の交付その他資金需要者等の利便等に影響がある又はそのおそれがあるもの
- ▶ サイバーセキュリティが脅かされる事案で、資金需要者等や業務に影響を及ぼす又は及ぼす可能性が高いと認められるもの
- ▶ 東京都貸金業対策課に速やかに報告、障害発生等報告書を提出
 - ▶ 復旧時、原因説明時には改めてその旨を報告・書面を提出
 - ▶ 当該事案の発生原因が人的要因によるところが大きい場合は、不祥事件として報告

(4) 個人情報漏えい等に関する報告

- ▶ 個人情報保護法改正により、報告義務等が強化
 - ▶ 東京都貸金業対策課に速やかに報告
 - ▶ 以下の漏えい等は、東京都と個人情報保護委員会の双方に速やかに報告
 - － 要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴等）
 - － 不正利用により財産的被害が生じるおそれがある個人情報
 - － 不正の目的をもって漏えいされたおそれのある個人情報
 - － 1,000人を超える個人情報
 - ▶ 概ね3～5日以内に速報、30日以内に可能な限り早期に所定の項目すべてを報告する確報の2回、漏えい等の内容に応じた書式に基づき、実施
 - ▶ 個人情報保護委員会にはウェブサイトでの入力フォームへの入力により報告

(5) 個人情報漏えい等に関する本人への通知

- ▶ 個人情報の漏えい等の内容に応じ、本人に対して速やかに通知
- ▶ 様式・方法は任意（文書の郵便等での送付、電子メールの送信など、分かりやすい形で実施）
- ▶ 通知内容は、概要、漏えい等が発生又は発生したおそれがある個人データの項目、原因、二次被害又はそのおそれの有無及びその内容、その他参考となる事項（例：本人が自らの権利利益保護のために取り得る措置）
- ▶ 本人への通知が困難である場合には、代替措置を容認

(6) 個人情報漏えい等に関するその他の対応

- ▶ 事態の内容等に応じ、以下に関する必要な措置をとる義務あり
 - ▶ 事業所内部における報告及び被害の拡大防止
 - ▶ 事実関係の調査及び原因の究明
 - ▶ 影響範囲の特定
 - ▶ 再発防止策の検討及び実施
- ▶ 二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表（努力義務）

6 行政処分

- ▶ **行政処分**は東京都産業労働局のホームページに、
およそ 5 年間掲載

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kashikin/syobun>

- ▶ **業務停止処分、登録取消処分**は東京都公報に登載

【参考】 都における行政処分数

単位:件

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
登録取消	0	1	1	0	0
業務停止	2	0	0	1	2
業務改善命令	1	1	1	2	1
合計	3	2	2	3	3

最後までお聞きいただき、ありがとうございました。

▶ 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1

東京都庁第一本庁舎 19階

東京都 産業労働局 金融部 貸金業対策課 検査指導担当

▶ T E L 03-5320-4775

▶ F A X 03-5388-1464

▶ S0000716@section.metro.tokyo.jp